

# 西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画における基本的な役割

## 市の役割

1. 感染症法に基づいた地域医療体制の確保や発生動向調査、積極的疫学調査、まん延防止に関して、県に準じた役割を果たす。
2. 県とともに地域における医療体制の確保などに関する協議を行い、発生前から連携を図る。
3. 市民に対する予防接種、生活支援や発生時の要介護者の支援に関して、国の基本的対処方針や県の要請に基づき、近隣市と連携を図りながら的確に対策を実施する。

## 市民の役割

1. 平時から、情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得ておくとともに、流行時に備え、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。
2. 発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策を実践する。
3. 発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るように努める。

## 医療機関及び事業者等の役割

1. 医療機関は、発生前から業務継続計画を作成するとともに、発生時には地域の医療機関と連携し、状況に応じた医療を提供する。
2. 発生前には業務継続計画の作成と資機材等の整備を行い、発生時には新型インフルエンザ等対策特別措置法、業務継続計画等に基づき必要な措置を講じ、事業を継続する。
3. 事業所等における感染対策の徹底や、不特定多数の人々が集合する場における事業などについて自粛・縮小を含めたまん延防止対策を実施する。

		発生段階	未発生期	海外発生期 (県内未発生期)	県内発生早期	県内感染期	小康期	
項目								
市の役割 (市役所 保健所)	対策本部		情報交換、連携体制の確認、訓練の実施、業務継続計画の策定要請	設置及び方針決定	発生段階に応じた対策方針の見直し 県とともに生活関連物資の供給確保や便乗値上げ防止を要請		閉鎖・第二波流行に備え警戒体制へ移行、実施した対策の評価検討や見直し	
	相談窓口(1)		準備	設置	充実・強化	継続	縮小・閉鎖	
	情報提供		発生時の対策	発生状況の情報発信			第二波に備えた情報提供	
	普及啓発		感染予防対策、医療機関受診方法の周知、事業者等への個人防護具等備蓄要請					
	(1) 生活相談などを受け付ける窓口で市役所内に設置	地域医療体制整備		関係機関との協議	医療機関への情報提供(症例定義等医療継続に必要な情報、治療方針が示された場合の周知)			
	(2) 新型インフルエンザ等疾病相談窓口で保健所内に設置	コールセンター(2)		準備	設置と周知	機能強化	継続	縮小・閉鎖
	(3) 発生国からの帰国者、患者の濃厚接触者から受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する窓口で保健所内に設置	相談センター(3)		準備	設置	稼働	縮小・解除	
		予防接種(特定接種)		登録手続等の協力	国が実施する接種への協力、対象となる地方公務員への接種			第二波に備えた接種の勧奨と実施
		予防接種(住民接種)		体制の整備	実施			
		要介護者への生活支援		要介護者の把握と具体的な手続きの準備等			生活支援	
	緊急による社会活動制限		市民・関係機関への周知	市民・関係機関への準備要請	実施される対策への協力		制限実施期間変更と要請終了の周知	
市民の役割	情報把握		発生時への準備	正しい理解と冷静な行動			第二波に備えた情報把握や対策への理解	
	受診行動		受診方法の把握(コールセンターへ相談後専用外来受診)			受診方法変更等確認(専用外来や外来協力医療機関)		
	予防接種(住民接種)				接種		第二波に備えた予防接種	
	基本的な感染対策(咳エチケット、手洗い、うがい等)		実行			徹底		
	その他		食料や日用品等の備蓄及び購入時の冷静な行動・渡航延期勧告に沿った海外渡航の見合わせ					
	緊急による社会活動制限		要請に対する理解	要請への強力			第二波に備えた対策への理解	
医療機関・事業者の役割	共通事項	基本事項	情報交換、連携体制の確認、訓練の実施、特定接種対象事業者による登録手続実施、個人防護具等備蓄		県とともに生活関連物資の供給確保や便乗値上げ防止を要請		平常時の体制	
		業務継続計画	策定	計画に基づいた業務の継続				
		緊急による社会活動制限	要請に対する準備	要請への協力			社会活動制限解除	
	医療機関	専用外来	診療体制の整備		診療	重症者に対する診療		閉鎖
	医療体制	地域医療体制への協力	一般医療機関における院内感染防止対策実施		外来協力医療機関や一般医療機関での診療		平常時の医療体制	
事業者	職場における感染対策	従業員への周知	従業員の健康管理や受診勧奨、時差出勤等				縮小業務の再開	

緊急…政府が緊急事態宣言を行った場合や県が任意の協力要請を行った場合に要請される。

(不要不急の外出自粛、施設管理者に対する施設の使用制限、事業者等に対する集会、イベントの中止又は延期)